

自治基本条例ってなに？

まちづくり（自治体運営）の理念や原則とそのため
の制度やしきみをルール化した自治体の最高規範
とされています。一般的には、自治の担い手（市
民、議会、市など）の役割、市政運営の原則、仕組
みなどが定められています。

条例の名称は、自治体によって「まちづくり基本
条例」「自治基本条例」などさまざまです。名寄市
が制定を目指す条例の名称も検討していきます。



市長から委嘱状を受け取る白井暢明会長

今後の懇話会の検討内容につ
いては、広報なよろ、市ホームペ
ージなどでお知らせします。
また、懇話会は原則公開しま
すので、皆さまの傍聴をお待ちしま
す。（開催予定は市ホームページを
ご覧くださいか、お問い合わせを
お願いします）

懇話会では今度は市民の皆さん
からいろいろな思いやまちづくりに
対する仕組みについて、ご提言
をいただき、新名寄市にふさわし
い条例の形づくりをしていただき
ますようにお願いを申し上げます。

市では、新たな総合計画をふま
え、市民と行政との協働によつて
まちづくりを進め、運営していく
ための基本的なルールを「自治基
本条例」と位置づけ、市民の皆さ
んと一緒に検討を行う自治基本条
例市民懇話会を設置しました。
懇話会は、公募委員3人を含む
13人の委員と札幌大学法学部浅野
一弘准教授をアドバイザーとする
構成で、任期は平成21年3月まで
となっております。

自治基本条例の 制定をめざして

今後は、自治基本条例の持つ意
義について共通の認識を図るため
の取り組みから、「市民が主役」で
ある地方自治の本来の姿を再確認
し、住民自治を進めるための市民
や行政の役割、行政運営のルール
を検討していきます。

市長の挨拶から

分権時代における地方は、市民
の皆さんが積極的に参加できる仕
組みをつくって、市民の皆さんと
まちづくりをしていかなければな
らないと思っています。平成18年
に合併をした際にもこれからの地
域における行政は、市民の皆さん
の協力と参加をいただいて、しつ
かりと情報も提供しながら、まち
づくりをしていかなければならな
いと、新市の総合計画づくりなど
を進めてまいりました。



みんなでつくる まちの基本ルール

問い合わせ 地域振興課地域自治係（市役所名寄庁舎3階） ☎01654 2111（内線3313）
E-mail ny-shinkou@city.nayoro.lg.jp http://www.city.nayoro.lg.jp/

コミュニティ助成事業 より一層活動を広める

地域興しの会クリスタル日進（安齋利広会長）
では、財団法人自治総合センターのコミュニティ
助成事業の助成を受け、投光器や発電機などの備
品を整備しました。



宝くじは
豊かさ楽しく
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に
役立てられています。

この事業は、同センターが全国自
治宝くじ普及広報事業費として受け
入れる宝くじ受託事業収入を財源と
して、住民が行うコミュニティ活動
を促進し、その健全な発展を図ると
ともに、宝くじの普及広報を目的と
して行わ
れているものです。
今回の備品整備で、
より一層コミュニテ
ィ活動の充実が期待
されます。



電源立地地域対策交付金事業 地域医療に役立てられます

この交付金は、発電用施設周辺の市町村が行う
公共用施設の整備や住民福祉の向上に資する事業
に対して交付されるものです。当市は風連町字西
風連に雨竜発電所が設置されていることにより、
交付金の対象地域となっております。

今年度においても地域医療体制の継続と住民福
祉の向上を図るために、交付金の450万円を風連
国民健康保険診療所の運営費に充てています。

